



# 秋田県公報

目次 ページ

告示

○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(二九八・福祉政策課)……………1

○生活保護法による介護機関の指定(二九九・福祉政策課)……………1

○生活保護法による指定介護機関の変更(三〇〇・福祉政策課)……………3

○皆伐面積の限度(三〇一・森林整備課)……………4

○特定計量器定期検査の実施(三〇二・計量検定所)……………5

○道路区域の変更(三〇三・道路課)……………5

○証紙売りさばきの廃止の届出(三〇四・会計管財課)……………6

公告

○特定調達契約に係る落札者の決定(会計管財課)……………6

公安委員会告示

○警備員指導教育責任者講習会の実施(八三・生活安全企画課)……………6

秋田県収入委員会告示

○秋田県収入委員会が保有する行政文書の公開等に関する規

則の一部を改正する規則(二)……………7

その他

○秋田県知事の委任に係る平成十九年度宅地建物取引主任者資格試験の実施……………7

## 告示

秋田県告示第二百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十九年六月一日

秋田県知事 寺田典城

| 名称                   | 開設者氏名又は名称              | 所在地              | サービスの種類              | 廃止年月日       |
|----------------------|------------------------|------------------|----------------------|-------------|
| 平鹿総合病院               | 秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 | 横手市駅前町一番三十号      | 居宅療養管理指導             | 平成十九年三月三十一日 |
| 株式会社齋太薬局駅前店          | 株式会社齋太薬局 代表取締役         | 横手市駅前町二番五号       | 居宅療養管理指導             | 平成十九年三月三十一日 |
| 三種町社会福祉協議会琴丘訪問入浴サービス | 社会福祉法人三種町社会福祉協議会 会長    | 山本郡三種町鹿渡字町後二百六十三 | 訪問入浴介護<br>介護予防訪問入浴介護 | 平成十九年三月三十一日 |

秋田県告示第二百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を

次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十九年六月一日

秋田県知事 寺田典城

| 名称                     | 開設者氏名又は名称                  | 所在地            | サービスの種類          | 指定年月日     |
|------------------------|----------------------------|----------------|------------------|-----------|
| さいた薬局 よこて町店            | 株式会社齋太薬局 代表取締役             | 横手市横手町字四の口四十二  | 居宅療養管理指導         | 平成十九年四月二日 |
| ドリムホームホープなかよしケアプランセンター | 特定非営利活動法人ドリムホームホープなかよし 理事長 | 能代市浅内字清水下一番地五  | 居宅介護支援事業         | 平成十九年四月一日 |
| 大曲調剤薬局                 | 株式会社アミック 代表取締役             | 大仙市大曲上栄町十番三十二号 | 居宅療養管理指導         | 平成十九年五月一日 |
| 平鹿総合病院                 | 秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長     | 横手市前郷字八ツ口三番一   | 訪問看護<br>居宅療養管理指導 | 平成十九年四月一日 |

|                  |                  |                |               |                    |                 |                 |                    |                        |                        |                        |                         |                        |                        |                      |                      |                      |                     |                   |                    |
|------------------|------------------|----------------|---------------|--------------------|-----------------|-----------------|--------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|-------------------|--------------------|
| 愛幸園短期入所生活介護事業所   | 愛幸園デイサービスセンター    | 福寿園短期入所生活介護事業所 | 福寿園デイサービスセンター | 特別養護老人ホーム峰山荘       | 中仙老人短期入所施設      | 中仙老人デイサービスセンター  | 角館観光タクシー株式会社       | 仙北市社会福祉協議会田町デイサービスセンター | 仙北市社会福祉協議会角館ヘルパーステーション | 仙北市社会福祉協議会西木ヘルパーステーション | 仙北市社会福祉協議会田沢湖ヘルパーステーション | 仙北市社会福祉協議会西木訪問入浴ステーション | 仙北市社会福祉協議会角館訪問入浴ステーション | 仙北市社会福祉協議会西部介護ステーション | 大仙市社会福祉協議会中央介護ステーション | 大仙市社会福祉協議会東部介護ステーション | 大仙市社会福祉協議会指定訪問介護事業所 | J/A秋田おばこ福祉用具貸与事業所 | J/A秋田おばこホームヘルプサービス |
| 大仙市長             | 大仙市長             | 大仙市長           | 大仙市長          | 大仙市長               | 大仙市長            | 大仙市長            | 角館観光タクシー株式会社 代表取締役 | 社会福祉法人仙北市社会福祉協議会 会長    | 社会福祉法人仙北市社会福祉協議会 会長    | 社会福祉法人仙北市社会福祉協議会 会長    | 社会福祉法人仙北市社会福祉協議会 会長     | 社会福祉法人仙北市社会福祉協議会 会長    | 社会福祉法人仙北市社会福祉協議会 会長    | 社会福祉法人大仙市社会福祉協議会 会長  | 社会福祉法人大仙市社会福祉協議会 会長  | 社会福祉法人大仙市社会福祉協議会 会長  | 社会福祉法人大仙市社会福祉協議会 会長 | 秋田おばこ農業協同組合 代表理事  | 秋田おばこ農業協同組合 代表理事   |
| 大仙市神宮寺字本郷道南七十八番地 | 大仙市神宮寺字本郷道南七十八番地 | 大仙市南外字湯神台十番地   | 大仙市南外字湯神台十番地  | 大仙市協和峰吉川字半仙二十九番地九十 | 大仙市北長野字野口前四十七番地 | 大仙市北長野字野口前四十七番地 | 仙北市角館町横町四十二番地の一    | 仙北市角館町田町上丁三十五番地一       | 仙北市角館町小勝田間野五十四番地五      | 仙北市西木町松木内字高屋百十番地二      | 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後三十九番地      | 仙北市角館町小勝田間野五十四番地五      | 仙北市西木町松木内字高屋百十番地二      | 大仙市刈和野字愛宕下百七十八一九     | 大仙市長野字柳田二十四番地之三      | 大仙市小貫高畑字中荒所六十番地五     | 大仙市小貫高畑字中荒所六十番地五    | 大仙市大曲あけぼの町十六番四十七号 | 大仙市大曲あけぼの町十六番四十七号  |
| 介護予防短期入所生活介護     | 介護予防通所介護         | 介護予防短期入所生活介護   | 介護予防通所介護      | 介護予防短期入所生活介護       | 介護予防通所介護        | 介護予防通所介護        | 訪問介護               | 介護予防通所介護               | 介護予防訪問介護               | 介護予防訪問介護               | 介護予防訪問介護                | 介護予防訪問入浴介護             | 介護予防訪問入浴介護             | 介護予防訪問入浴介護           | 介護予防訪問入浴介護           | 介護予防訪問介護             | 介護予防訪問介護            | 介護予防福祉用具貸与        | 介護予防訪問介護           |
| 平成十九年四月一日        | 平成十九年四月一日        | 平成十九年四月一日      | 平成十九年四月一日     | 平成十九年四月一日          | 平成十九年四月一日       | 平成十九年四月一日       | 平成十九年五月九日          | 平成十九年四月一日              | 平成十九年四月一日              | 平成十九年四月一日              | 平成十九年四月一日               | 平成十九年四月一日              | 平成十九年四月一日              | 平成十九年四月一日            | 平成十九年四月一日            | 平成十九年四月一日            | 平成十九年四月一日           | 平成十九年三月三十日        | 平成十九年三月三十日         |



秋田県告示第三百一十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)を次のとおり公表する。

平成十九年六月一日

秋田県知事 寺田典城

| 同一の単位とされる保安林 | 皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度) |        | 所在         |
|--------------|---------------------|--------|------------|
|              | 面積                  | 残存許容限度 |            |
| 米代川上流        | 一、五九七・三二            | 七二・八一  | 鹿角市、小坂町    |
| 米代川中流        | 一、七〇九・五三            | 二二六・二五 | 大館市、北秋田市   |
| 阿仁川          | 一、四〇四・〇四            | 九六・六一  | 北秋田市、上小阿仁村 |
| 米代川下流        | 七一四・九一              | 七三・〇五  | 能代市、藤里町    |
| 水沢川          | 三二四・一三              | 八四・〇〇  | 八峰町        |
| 三種川          | 五三・三〇               | 三三・一〇  | 三種町、潟上市、   |

| 馬場目川     | 男鹿地区 | 太平川    | 雄物川下流   | 玉川       | 川口川     | 平鹿地区   | 皆瀬川          | 雄物川上流   | 子吉川下流  | 子吉川上流     |
|----------|------|--------|---------|----------|---------|--------|--------------|---------|--------|-----------|
| 二四五・九九   | 四・八四 | 二二二・一二 | 五二四・一五  | 一、一七四・四九 | 二三四・六〇  | 四四三・五〇 | 四九六・六五       | 七〇五・一四  | 一八八・八七 | 五六八・三一    |
| 七・〇九     | 七・一〇 | 五・七〇   | 七〇・六〇   | 九七・二六    | 三三・八〇   | 五二・四六  | 一六八・五二       | 一一九・一四  | 四九・八七  | 九三・〇〇     |
| 五城目町、井川町 | 男鹿市  | 秋田市    | 秋田市、大仙市 | 仙北市      | 大仙市、美郷町 | 横手市    | 湯沢市、横手市、東成瀬村 | 湯沢市、羽後町 | 由利本荘市  | 由利本荘市、羽後町 |

| 同一の単位とされる保安林 | 皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)(ヘクタール) |        | 所在         |
|--------------|----------------------------|--------|------------|
|              | 面積                         | 残存許容限度 |            |
| 白雪川          | 一八六・六九                     | 八・三〇   | 由利本荘市、にかほ市 |
| 八峰飛砂防備保安林    | 九・二二                       | 九・二二   | 八峰町        |
| 能代           | 一七・六二                      | 一七・六二  | 能代市        |
| 三種           | 〇・四〇                       | 〇・四〇   | 三種町        |
| 男鹿           | 一・九〇                       | 一・九〇   | 男鹿市        |
| 潟上・北         | 一・〇六                       | 一・〇六   | 秋田市、潟上市    |
| 秋田南          | 二三・三八                      | 二三・三八  | 秋田市        |
| 由利本荘         | 六・八八                       | 六・八八   | 由利本荘市      |
| にかほ          | 〇・一〇                       | 〇・一〇   | にかほ市       |
| 八峰防風保安林      | 〇・九六                       | 〇・九六   | 八峰町        |
| 三種           | 〇・二四                       | 〇・二四   | 三種町        |
| 男鹿           | 一二・四六                      | 一二・四六  | 男鹿市        |
| 秋田南          | 〇・六二                       | 〇・六二   | 秋田市        |

|                   |  |    |
|-------------------|--|----|
| アイリスケアセンター<br>ますだ | 株式会社ニチイ学館<br>取締役                             | 代表 |
| アイリスケアセンター<br>ますだ | 横手市増田町増田字月山西二千九番十三号                          |    |
| アイリスケアセンター<br>ますだ | ニチイケアセンター<br>ますだ                             |    |
| アイリスケアセンター<br>ますだ | 業<br>居宅介護支援事<br>訪問介護<br>訪問介護<br>訪問介護<br>訪問介護 |    |
|                   | 平成十九年四月一日                                    |    |

|       |       |          |      |         |      |         |      |      |         |       |       |      |          |         |
|-------|-------|----------|------|---------|------|---------|------|------|---------|-------|-------|------|----------|---------|
| 子吉川下流 | 雄物川上流 | 皆瀬川      | 平鹿地区 | 川口川     | 玉川   | 雄物川下流   | 太平川  | 男鹿地区 | 馬場目川    | 三種川   | 米代川下流 | 阿仁川  | 米代川中流    | 米代川上流   |
| "     | "     | "        | "    | "       | "    | "       | "    | "    | "       | "     | "     | "    | "        | 干害防備保安林 |
| 一一・九六 | 三・五八  | 七・〇〇     | 一・八四 | 三・二六    | 四・七四 | 七・九〇    | 一・〇〇 | 一・二〇 | 四〇・五二   | 三二・四二 | 〇・九六  | 一・八二 | 二三・一二    | 〇・六四    |
| 由利本荘  | 湯沢市   | 湯沢市、東成瀬村 | 横手市  | 大仙市、美郷町 | 仙北市  | 秋田市、大仙市 | 秋田市  | 男鹿市  | 井川町、潟上市 | 三種町   | 藤里町   | 北秋田市 | 北秋田市、大館市 | 鹿角市     |

秋田県告示第三百二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。  
平成十九年六月一日

一 検査対象区域、検査対象特定計量器、期日、時間及び場所

|      |       |      |          |      |
|------|-------|------|----------|------|
| 検査区域 | 検査対象  | 検査期日 | 検査時間     | 検査場所 |
|      | 特定計量器 |      | 午前十時三十分か |      |

|      |       |      |      |      |      |       |      |       |
|------|-------|------|------|------|------|-------|------|-------|
| 五城目  | 本荘    | 皆瀬   | 田沢湖  | 角館   | 河辺   | 秋田    | 白雪川  | 子吉川上流 |
| "    | "     | "    | "    | "    | "    | 保健保安林 | "    | "     |
| 二・三八 | 〇・二〇  | 〇・二八 | 二・五八 | 〇・六四 | 〇・六二 | 七・六四  | 二・九四 | 二・三四  |
| 五城目町 | 由利本荘市 | 湯沢市  | 仙北市  | 仙北市  | 秋田市  | 秋田市   | にかほ市 | 由利本荘市 |

- 二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日  
平成十九年七月三日から同月五日まで
- 三 特定計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日を選定し、特定計量器検定期規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第二項の規定により、申請すること。
- 四 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関の名称  
社団法人秋田県計量協会

秋田県告示第三百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定

|       |               |                |                  |                    |            |
|-------|---------------|----------------|------------------|--------------------|------------|
| 北秋田市  | 上小阿仁村等        | 平成十九年七月三日      | 平成十九年七月五日        | 平成十九年七月三日          | 平成十九年七月三日  |
| "     | 非自動はかり及び分銅    | 午前十一時三十分まで     | 午前九時から午後四時まで     | 午後一時三十分から午後三時三十分まで | 午前十一時三十分まで |
| 鷹巣体育館 | 北秋田市上杉あいターミナル | 北秋田市阿仁山村開発センター | 北秋田市森吉総合スポーツセンター | 上小阿仁開発センター         |            |

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年六月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

| 道路の種類 | 旧新別 | 路 線 名 | 区 間                               |   |   |   |   | 敷地の幅員(メートル)    | 延長(キロメートル) |
|-------|-----|-------|-----------------------------------|---|---|---|---|----------------|------------|
|       |     |       | C                                 | B | A | B | A |                |            |
| 一般国道  | 旧   | 百五号   | 由利本荘市大谷字鍋倉二九番二地先から字大谷四七番地先まで      |   |   |   |   | 一五・五〇〇〜六三・〇〇〇  | 〇・四五八      |
|       |     |       | 由利本荘市大谷字鍋倉二六番一地先から米坂字大平沢一五四番五地先まで |   |   |   |   | 二四・〇〇〇〜一一六・〇〇〇 | 一・二九四      |
|       |     |       | 由利本荘市大谷字鍋倉二九番二地先から字大谷四七番地先まで      |   |   |   |   | 一五・五〇〇〜三七・四〇〇  | 〇・四五八      |
|       |     |       | 由利本荘市大谷字鍋倉二六番一地先から米坂字大平沢一五四番五地先まで |   |   |   |   | 一五・〇〇〇〜一一六・〇〇〇 | 一・二九四      |
|       |     |       | 由利本荘市米坂字家ノ前一九〇番地先から一九九番地先まで       |   |   |   |   | 七・六〇〇〜一〇・〇〇〇   | 〇・二七七      |
| 一般国道  | 新   | 百五号   | 由利本荘市米坂字家ノ前一九〇番地先から一九九番地先まで       |   |   |   |   | 七・六〇〇〜一〇・〇〇〇   | 〇・二七七      |

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年六月一日から同月十四日まで

秋田県告示第三百四号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十九年六月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名

由利本荘市矢島町七日町字熊之堂一四番地の三

矢島地区交通安全協会

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十九年六月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 落札に係る貸貸借物品名及び数量

公安委員会告示

- 一 財務会計システム用サーバ(七式)、パーソナルコンピュータ(二百六十五台)、プリンタ(二百六十台)、カーネリアタ(三百七十五台)
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
秋田県出納局会計管財課 秋田県秋田市山王四丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成十九年五月二十一日
- 四 落札者の名称及び住所  
株式会社アイシーエス秋田支店 秋田県秋田市山王二丁目一番五十四号
- 五 落札金額  
月額 七百二十三万四千五百円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日  
平成十九年四月十日

秋田県公安委員会告示第83号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備

業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条に規定する講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定に基づき、公示する。

平成19年6月1日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第2号に規定する警備業務
- 2 実施期間  
平成19年7月10日(火)から同月12日(木)までの3日間
- 3 実施場所  
秋田市寺内神屋敷3番1号  
秋田県青少年交流センター
- 4 受講定員  
30人(定員に達した場合は、申込みの受付を打ち切る。)
- 5 受講資格者  
警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を保有する者
- 6 受講申込手続  
(1) 受付期間

- 平成19年6月18日(月)から同月22日(金)までの午前9時から午後5時までの間
- (2) 受付場所 県内の各警察署
  - (3) 提出書類
    - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書
    - イ 旧資格者証の写し
    - ウ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状
  - 7 講習手数料 14,000円
  - 8 受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- その他
- (1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。
  - (2) 講習には、筆記用具を持参すること。
  - (3) 各講習とも、講習終了後、筆記方式の修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
  - (4) 講習の詳細については、秋田県警察本部生活安全企画課(電話018-863-1111内線3043、3044)又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。

収用委員会告示

秋田県収用委員会告示第二号

秋田県収用委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年六月一日

秋田県収用委員会会長 豊口 祐一

秋田県収用委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県収用委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則(昭和六十二年秋田県収用委員会告示第四号)の一部を次のように改正する。

- 第二条の見出しを「(公開請求書の様式等)」に改め、同条第一項中「の規定による公開請求」を「に規定する公開請求書の様式」に改め、「請求書により行う」を削り、同条第二項中「前項」を「同項」に、「請求書をファクシミリ又は電子メールを利用して送信すること」を「公開請求書をファクシミリ装置を用いて送信する方法」に改め、同条に次の一項を加える。
- 3 秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条

例(平成十九年秋田県条例第一号)第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して条例第九条第一項の公開請求書の提出をする場合には、委員会の定めるところにより、同項各号に掲げる事項に係る情報を委員会に送信してしなければならない。

附則

この規則は、平成十九年六月一日から施行する。

そ の 他

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第十六条の二第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十九年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十九年六月一日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長

三澤 眞

一 試験の日時

平成十九年十月二十一日(日)午後一時から午後三時まで  
ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(宅地建物取引業法施行規則第十条の五第六号)という登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。)については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所

受験申込み受付の際、指定する。

三 試験の内容

おおむね次の事項について行う。

- (一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
  - (二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
  - (三) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
  - (四) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
  - (五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
  - (六) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
  - (七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。
- ただし、登録講習修了者については、前記(一)及び(五)に掲げる事項に関する問題を免除する。
- なお、出題する法令については、平成十九年四月一日において施行されているものによる。

四 試験の方法及び出題数

- (一) 方法 四肢択一式の筆記試験による。
  - (二) 出題数 五十問
- ただし、登録講習修了者については、四十五問とする。

五 受験申込み

- (一) インターネットによる申込み
- ア 試験案内の掲載
- イ 期間 平成十九年七月二日(月)から同月十七日(火)まで
- ウ 場所 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ  
http://www.retho.or.jp
- エ 申込期間 平成十九年七月二日(月)午前九時三十分から同月十七日(火)午後九時五十九分まで
- オ 申込方法 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ  
http://www.retho.or.jp)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日)が試験実施日前三年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力する。
- カ 顔写真ファイル(平成十九年四月一日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景でJPEG形式のもの)を添付する。
- キ 受験手数料 七千円
- ク 納付方法 財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入すること。
- ケ なお、事務手数料は、本人の負担とする。
- コ 郵送による申込み
- カ 試験案内及び受験申込書の交付
- キ 期間 平成十九年七月二日(月)から同月三十一日(火)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く)
- ク 場所 社団法人秋田県宅地建物取引業協会本部及び同協会各支部、秋田県建設交通部建築住宅課及び各地域振興局建



設部建築課  
イ 受験申込書の受付期間  
平成十九年七月二日(月)から同月三十一日(火)までの消印があるものに限って受け付ける。  
ウ 受験申込みに必要な書類  
ウ 受験申込書(五)エ(イ)により納付した受験手数料に係る受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書を貼ったもの  
ウ 顔写真一枚(平成十九年四月一日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが三・二センチメートル以上三・六センチメートル以下の大きさのもの)  
ウ 登録講習修了者については、前記ウ及びウに加えて登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)  
エ 受験手数料  
ウ 額 七千円  
ウ 納付方法  
受験申込み前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと。  
なお、払込手数料は、本人の負担とする。  
オ 郵送先及び郵送方法  
社団法人秋田県宅地建物取引業協会あて、配達記録郵便で申し込むこと。  
六 合格者の発表  
ウ 発表の期日  
平成十九年十二月五日(水)  
ウ 発表の方法  
社団法人秋田県宅地建物取引業協会に合格者名を掲示し、及び秋田県公報に掲載するとともに、合格者には合格証書を送付する。  
七 試験についての問い合わせ先  
社団法人秋田県宅地建物取引業協会(電話〇一八―八六五―一六七―)

正 誤

ページ 段 行 誤 正  
平成十九年五月十八日(第千八百七十八号)掲載の秋田県公安委員会規則第七号(秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則)  
三 下 一三三 第15条の3第2項の次に、  
三 下 一〇〇―一四 終りから  
三 下 一〇〇―一四

|        |     |        |               |              |
|--------|-----|--------|---------------|--------------|
| (印刷誤り) | 三 下 | 一三三    | 第15条の3第2項の次に、 | 第15条の3第2項の次に |
| (印刷誤り) | 三 下 | 一〇〇―一四 | 終りから          |              |

発行者 秋 田 県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋 田 県  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
印刷者 松原印刷社  
電話 862 8766 FAX 863 0005  
E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp